

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出に関するQ&A

(茨城県長寿福祉課 作成)

	分類	質問	回答
1	制度	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額とは何か。	確定申告で、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除することです。補助金の交付を受けた場合に、さらに消費税の還付も受けていた場合、結果として二重に支払っていることになる場合があるため、県に報告いただく必要があります。
2	制度	自分の事業所には関係ないのではないか。	仕入控除税額(要補助金返還相当額)の有無にかかわらず、補助金の交付を受けた事業所は必ず本報告書を提出いただく必要があります。
3	制度	同一法人で補助金の交付を複数回受けた。報告書も複数提出するのか。	交付決定通知ごとに報告書を作成・提出してください。交付を複数回受けている場合はまとめて記載せず、報告書も複数提出してください。
4	制度	返還が必要な場合、いつ返還すればよいか。	提出された報告書の内容確認後、返還が必要な場合は納入期限を記載した納入通知書を送付いたします。なお、取りまとめの都合上、納入通知書の送付まで時間を要する場合がありますのでご了承ください。
5	制度	期日までに報告書の提出をしないとどうなるか。	交付要項第8条第8項に基づき、補助金の一部または全部を返還となることがあるため、期日までのご提出をお願いいたします。なお、やむを得ない事情で提出の遅れが見込まれる場合は事前にご相談ください。
6	制度	交付決定を受けた事業所は既に廃止してるが、報告書の提出は必要か。	事業所が廃止しても、交付決定を受けた法人は報告書の提出義務がありますので、必ず提出してください。
7	提出書類	【返還なしの場合】 消費税の確定申告義務がない法人等の場合、提出書類は何か。	①様式第7号 ②仕入控除税額の概要(返還なしの場合) を提出してください。
8	提出書類	【返還なしの場合】 消費税の確定申告を簡易課税方式により申告した場合、提出書類は何か。	①様式第7号 ②仕入控除税額の概要(返還なしの場合) ③簡易課税方式の確定申告書の1枚目(第一表)の写し を提出してください。
9	提出書類	【返還なしの場合】 補助金の申請額に消費税が含まれておらず仕入控除税額がない場合、提出書類は何か。	①様式第7号 ②仕入控除税額の概要(返還なしの場合) を提出してください。 ※返還のない理由は、「その他」に「申請額に消費税が含まれていないため」と記載してください。
10	提出書類	【返還ありの場合】 提出書類は何か。	①様式第7号 ②仕入控除税額の概要 ③消費税の確定申告書の控え1枚目(第一表)の写し ④課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2-3)の写し を提出してください。

	分類	質問	回答
11	提出書類	様式第7号の3「仕入控除税額(要補助金返還相当額)」はどこを見れば分かるか。	【返還なしの場合】 →0円と記載してください。 【返還ありの場合】 →提出書類「仕入控除額の概要」に必要事項を入力すると、エクセルの計算結果が表示されますので、その金額を記載してください。
12	提出書類	「仕入控除税額の概要」はどれを提出すればよいか。	○確定申告の義務がない等、返還の必要がない場合 →「返還なし」 ○課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合 →「全額控除」 ○課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等 →「一括比例配分方式」または「個別対応方式」
13	提出書類	仕入控除税額の概要の「(1)対象経費(または補助金)の使途の内訳」には購入品目ごとに記載する必要があるか。	各費目ごとに金額をまとめて記載していただいて構いません。(例:消耗品費、人件費)
14	提出書類	【「一括比例配分方式」または「個別対応方式」の場合】 仕入控除税額の概要の「(2)課税売上割合」はどこを見ればよいか。	消費税の確定申告書の控え1枚目(第一表)の「⑮課税資産の譲渡等の対価の額」「⑯資産の譲渡等の対価の額」から転記してください。
15	提出書類	確定申告書は何年度分を提出すればよいか。	補助対象経費に係る支出を計上した事業年度の確定申告書を提出してください。
16	確定申告関係	当法人が消費税の確定申告義務がある事業者かどうか分からない。	消費税の確定申告については、県では把握していませんので、お近くの税務署にご確認ください。
17	確定申告関係	当法人が「返還がない場合」の要件(簡易課税方式により申告、公益法人等)に該当するか分からない。	消費税の確定申告の内容については、県では把握していませんので、確定申告を行った税務署にご確認ください。
18	確定申告関係	当法人が「全額控除」か「一括比例配分方式」か「個別対応方式」のどれを採用しているか不明である。	それぞれ仕入控除税額の計算方法が異なります。 どれを採用したか不明の場合は、消費税の確定申告書の1枚目(第一表)の「参考事項」の「控除税額の計算方法」欄で確認できます。 上記の方法でも不明の場合、法人内の消費税の確定申告担当(税理士等)または確定申告を行った税務署にご確認ください。
19	その他	交付決定通知書を紛失したため、様式第7号に何を記載したらよいか分からない。どうすればよいか。	交付決定通知書は郵送ではなくメールで送付しておりますので、再度お探してください。 万が一見つからない場合には、問合せ先までメールまたは電話で法人名(電話の際は漢字等の表記も)をお伝えください。記入に必要な情報(交付決定日、文書番号、補助金額)をお伝えします。